

令和6年度決算に係る「財政健全化判断比率」および「資金不足比率」をお知らせします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度決算に係る健全化判断比率等を公表いたします。

本町の比率については、国の基準である早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準を下回っている状況です。

1. 健全化判断比率

指 標 名	決算比率	早期健全化基準 (国の基準)	財政再生基準 (国の基準)
実質赤字比率	—	13.46%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.46%	30.00%
実質公債費比率	9.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	39.0%	350.0%	—

2. 資金不足比率

会 計 名	決算比率	経営健全化基準 (国の基準)
水道事業会計	—	20%
下水道事業会計	—	

※ 実質赤字、連結実質赤字及び資金不足比率については、黒字のため「—（該当なし）」の表示をしています。

【指標の説明】

- ・ 実質赤字比率……市町村の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの。
- ・ 連結実質赤字比率……全ての会計の赤字・黒字を合算し、市町村全体としての赤字の程度を示すもの。
- ・ 実質公債費比率……市町村の借入金の返済等の大きさを指標化し、財政負担を見るためのもの。
- ・ 将来負担比率……市町村の借入金や将来支払が見込まれる負債を指標化し、将来の負担を示すもの。
- ・ 資金不足比率……公営企業の事業規模に対する資金の不足額の比率を示し、経営状況を把握するもの。